

調査研究

■湖東三山館あいしょう、中山道愛知川宿街道交流館の運営

令和5年12月議会定例会で、指定管理者の指定に関する議案が否決となったことから、令和6年度からの両施設の運営を町直営で実施することについて担当課より説明を受けた。また、その内容について議会から質疑や提案を行った。

Q 湖東三山館は、4月以降直売所はしない計画であるが、他の団体に委託し実施することはできないか。また観光案内についてもボランティアの協力は得られないのか。

A 他の団体と協議はしたが、実施には至っていない。観光案内は年間通じては対応が難しいと聞いている。観光シーズンの協力について、協議を行っていきたい。

Q 街道交流館は、喫茶を利用する住民も多い。飲食の提供は4月以降実施できるのか。

A テナントという形で入っていただけるよう、町内の団体と協議を行っているところ。できるだけ早く開いていただけるよう進めていきたい。

この他、両施設を一日でも早く開館できるよう努力してもらいたいとの意見があった。



4月から町直営になった街道交流館

教育民生常任委員会

2月20日に上程された次の6議案は、教育民生常任委員会に付託され3月12日に審議が行われた。

付託議案

○議案第6号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正の要旨 令和6年度からの国民健康保険税のうち、基礎課税分の所得割税率と均等割額、後期高齢者支援金均等割額および、すべての平等割を引き上げ、介護納付金分の均等割り額を引き下げるための改正を行うもの

Q 国民健康保険税(料)の県下統一に関連して、国民健康保険税の応益割分について、今後どのようになると予測しているか。

A 県が示す数値では、今後応益割分、応能割分を引き上げていかなければならないと考えている。

付託議案の採決

反対討論が1件、賛成討論が1件で賛成多数で原案のとおり可決した。

可決

○議案第7号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例

改正の要旨 国民健康保険の被保険者の負担を軽減するため、特定健康診査の個人負担金を無料とすることから、所要の改正を行うもの

付託議案の採決

質疑、討論はなく、全委員賛成で原案のとおり可決した。

可決

○議案第8号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例

改正の要旨 第9期介護保険事業計画に基づき、第9期期間中の介護保険料について、基準額を月額5,800円から5,900円に改正するもの

Q 保険料が100円上がることをどのように整理しているのか。

A 保険料を第8期と同じ月額とするには、1,900万円の基金取り崩しが必要となる。その結果、基金残高が1,300万円となり、施設入所対応ができる余力が2件程度となってしまったため、100円の増額とした。

この他、要介護認定と介護サービス利用の推移について質疑応答を行った。

付託議案の採決

反対討論が1件、賛成討論が1件で賛成多数で原案のとおり可決した。

可決

総務産業建設常任委員会

2月20日に上程された次の4議案は、総務産業建設常任委員会に付託され3月11日に審議が行われた。

付託議案

○議案第1号 愛荘町職員の給与に関する条例および愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例

改正の要旨 庁舎統合に伴い、令和6年4月1日から住民課配下の秦荘サービス室を、課と同等とすることから条例の一部改正をするもの

付託議案の採決

反対討論が1件、賛成討論が1件で賛成多数で原案のとおり可決した。

可決

○議案第2号 愛荘町役場庁舎統合に伴う関係条例の整備に関する条例

改正の要旨 庁舎統合により、愛知川庁舎を本庁に秦荘庁舎を支所にするに伴い、関係する条例について所要の改正を行うもの

付託議案の採決

反対討論が1件、賛成討論が1件で可否同数のため委員長の決するところにより原案のとおり可決した。

可決

○議案第3号 愛荘町支所設置条例

改正の要旨 庁舎統合に伴い、秦荘支所を設置するため支所の名称、位置、所管区域を定めるもの

付託議案の採決

討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決した。

可決

Q 庁舎集約に伴う支所での業務に関するデメリット(秦荘庁舎で完結できない業務等)について、住民に対する説明責任は果たしたか。

A 広報誌やホームページ、庁舎常設のモニター等を用いて周知に努めてきた。令和6年度の区長総代会でも説明をする予定。支所稼働後にも住民からのご意見等があれば都度見直しをしていきたい。

この他、新保健センターの番地等について質疑応答を行った。

○議案第17号 令和6年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算

付託議案の採決

質疑討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決した。

可決

○議案第21号 令和6年度愛荘町下水道事業会計予算

Q 下水道の供用開始から長くて30年経過するが、下水道本管の耐用年数は何年か。

A 町で策定している下水道ストックマネジメント計画の中で本管の耐用年数は50年としている。

この他、汚水樹設置の受益者負担の考え方や東北部処理場への町負担金、また宅内下水道管の清掃についての啓発など質疑応答を行った。

付託議案の討論はなく、全委員賛成で認定することに決定した。

可決

3月1日と3月11日に、委員会を開催し、次の2項目の調査・研究を行った。

調査研究

■秦荘地区、愛知川地区のゴミ(びん類等)の出し方の違い

収集方法については、特にびん類等は、収集量が愛知川地区が秦荘地区の2倍であったことから、合併時の協議では統一化が困難と判断し、現在に至っている。収集方法や収集体制の見直しは、現在検討が進められている1市4町で共同利用する新ごみ処理施設の受入体制に基づき、見直しを行う予定であることについて説明を受けた。

Q びんの回収が愛知川地区は無色びんと色付きびんの月2回、秦荘地区はびん類として月1回の回収。その違いはなぜか。

A 愛知川地区は、秦荘地区と比べ約2倍の回収量となっており、1回では回収しきれない状況。また、びんの種類に分け回収し、リサイクル業者に直接搬入をしている。

この他、分別の徹底についての啓発、ゴミステーションの数、自治会の収集日当番などについて質疑応答を行った。



びん類の回収